

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県桐生市新里町板橋 8 2 3 番地 7 0

氏 名 関根金属工業株式会社

代表取締役 関根俊昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 6 年 2 月 1 6 日

許可の有効期限 令和 1 1 年 2 月 1 5 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦木くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪がれき類（以上 1 1 種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑨については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物を含む。

COPY

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 1 6 年	2 月 1 6 日	新規許可
平成 2 1 年	2 月 1 6 日	更新許可
平成 2 1 年	5 月 1 4 日	変更許可
平成 2 6 年	2 月 1 6 日	更新許可
平成 2 6 年	7 月 4 日	変更許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成31年 2月16日 更新許可
令和 6年 2月16日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

COPY